

7. 事故報告書の提出について

ここでは、介護保険サービス提供中の事故に関する報告について、報告様式や方法について説明します。

【目次】

(1) はじめに	2
(2) 様式及び報告方法について	3
(3) 事故当事者が複数の場合	4
(4) 感染者が複数の場合	5
(5) LoGoフォームにおける報告書の添付方法 ①～②	6～7
(6) 報告対象の事故及び報告者について	8～10
(7) 報告を要しない事故	11



(1) はじめに



事故発生後、5日以内に提出してください。



緊急性が高い場合・重大な事故は、
第1報を電話でお願いします。



連絡先は介護保険課給付係(03-5273-3497)



(2) 様式及び報告方法について

令和6年4月より事故報告書の様式が変更になっています。

※令和3年3月に通知された国の様式をもとに作成しています。

事故報告書、事故当事者一覧表、感染症当事者一覧表の様式は以下区HPからダウンロードできます。

【重要】報告方法の変更

- 令和7年5月から提出方法が変更になりました。
- 原則、LoGoフォームからの提出をお願いします。
- LoGoフォームからの提出にあたっては、
氏名、住所等の個人情報をもスキミングする必要はありません。

提出先URL : <https://logoform.jp/form/kubz/972097>



新宿区ホームページにも掲載しています。
ホーム>くらし>保険・年金・税金>介護保険>
サービス事業所の方へ>[事故発生時の報告](#)



(3) 事故当事者が複数の場合

- 事故報告書と併せて「**事故当事者一覧表**」をご提出ください。
- 同様の内容が確認できる場合は、別様式でも提出可能です。

他保険者の利用者も含む人数
を記載してください。

新宿区の被保険者のみ
記載してください。

事故当事者一覧表					
事業所名				担当者名	
事故当事者数 (利用者総数)		名		事故当事者数 (職員総数)	名
利用者 総数 の内 訳	受診（外来・往診）、 自施設で応急処置		名	・利用者総数については他保険者の利用者も含む 人数を記載し、下記一覧表には新宿区の被保険者 のみ記載してください。 ・欄が足りない場合は、適宜追加してください。	
	入院		名		
	死亡		名		
	その他		名		
番号	フリガナ 氏名	性別 年齢	保険者	被保険者番号 要介護（支援）度	備考（被害の程度）
例	シンジユク タロウ	男・女	新宿区	0000000000	
	新宿 太郎	65 歳		要介護 1	
1		男・女	新宿区		
		歳			



(4) 感染者が複数の場合

- 感染者のうち、新宿区の被保険者が2名以上の場合に、事故報告書と併せて「感染症当事者一覧表」をご提出ください。
- 同様の内容が確認できる場合は、別様式でも提出可能です。
- 感染症が収束した後に、発生状況を把握し、報告してください。

他保険者の利用者も含む人数
を記載してください。

感染症当事者一覧表											
事業所名				担当者名							
感染症発症日（初日）				年	月	日	対応終了日	年	月	日	
感染者数（職員総数）				名							
感染者数（利用者総数）				名				⇒利用者総数の内訳			
								受診（外来・往診）、 自施設で応急処置			
								入院			
								死亡			
								その他			
・利用者総数については他保険者の利用者も含む人数を記載し、 下記一覧表には新宿区の被保険者のみ記載してください。 ・欄が足りない場合は、適宜追加してください。											
番号	フリガナ 氏名	性別 年齢	保険者	被保険者番号 要介護（支援）度	備考						
例	シンジユク タロウ 新宿 太郎	男・女 65 歳	新宿区	0000000000 要介護 1							
1		男・女 歳	新宿区								

新宿区の被保険者のみ
記載してください

(5) LoGoフォームにおける報告書の添付方法①

事故発生時の報告

最終更新日：2025年5月8日 ページID：000004576

介護保険サービスの提供中に、下記1に該当する事故が発生した場合、下記2に該当する事業所は、速やかに（遅くとも5日以内に）所定の様式で介護保険課給付係へ報告してください。特に重大な事故の場合は、直ちに電話でご確認ください。

1 報告対象の事故

- (1) ケガ等（医療機関において治療（施設内の医療処置を含む）又は入院したものに限る）並びに死亡事故
- (2) 集団で生活又は利用する事業所で発生した感染症、食中毒、結核又は疥癬で、別紙通知（※1）の4に該当する場合
- (3) 利用者の処遇に影響のある従業者の法令違反又は不祥事など
- (4) 災害により介護保険サービスの提供に影響する重大な事故
- (5) その他、区が報告を求める事故（※2）

※1について、社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（平成17年2月22日 厚生労働省通知）（PDF形式：618KB）（新規ウィンドウ表示）

※2について、区が報告を求める事故について（平成24年11月）（PDF形式：196KB）（新規ウィンドウ表示）

2 報告者

- (1) 新宿区の被保険者にサービスを提供した事業所（区外事業所も含む）
- (2) 所在地が新宿区にある事業所（新宿区以外の被保険者の事故を含む）

3 提出方法

4 (1) 様式を使用し、下記リンクからご提出ください。

・ **事故報告書提出用LoGoフォーム**

4 様式等

■ (1) 事故報告書（様式）（EXCEL形式：25KB）（新規ウィンドウ表示）

- ・ 1つの事故で対象者が複数の場合、事故報告書と併せて「(2) 事故当事者一覧表」をご提出ください。
- ・ 感染症の場合は、感染拡大が収束したあとに、発生状況を把握し、事故報告書をご提出ください。
- ・ 新宿区の被保険者が2名以上の場合は、事故報告書と併せて「(3) 感染症当事者一覧表」をご提出ください。
- ※ (2) 及び (3) は参考様式です。同様の内容が確認できる場合は、別様式でも提出可能です。

■ (2) 事故当事者一覧表（参考様式）（EXCEL形式：12KB）（新規ウィンドウ表示）

■ (3) 感染症当事者一覧表（参考様式）（EXCEL形式：14KB）（新規ウィンドウ表示）

【新宿区】事故報告書の提出について

入力フォーム

1 入力 2 確認 3 完了

下記のフォームにご入力をお願いします。

介護保険サービス事業者等における事故発生時の報告について
1回の提出につき、添付する事故報告書は1件としてください。
Excel又はPDFのファイル形式で提出してください。

Q1. 事業所情報を入力してください 必須

事業所(施設)名 必須 0 / 60000

事業所種別 必須

担当者名 必須
例：新宿 太郎
役職 必須

担当者連絡先 必須
例：管理者
電話番号 0 / 60000

Q2. メールアドレスを入力してください（受付後に送信完了メールが届きます）

メールアドレス 0 / 128 メールアドレス (確認) 0 / 128

Q3. 事故報告書を添付してください 必須

0

Q4. その他 特記すべき事項があれば入力してください

(5) LoGoフォームにおける報告書の添付方法②

Q3. 事故報告書を添付してください **必須**



ここをクリックする

Q3には、内容を記載した
事故報告書を添付してください。
1回の提出につき、添付する報告書は
1件としてください。

Q4. その他 特記すべき事項があれば入力してください

Q4には、事故当事者一覧や
感染症当事者一覧を添付してください。
それ以外に、添付資料がある場合にも
こちらをお願いします。

添付資料がある場合はこちら



項目ID: 9

項目ID: 8

0 / 60000

項目ID: 13



(6) 報告対象の事故及び報告者について

報告対象の事故

(1)利用者のケガ（医療機関において治療（施設内の医療処置を含む）又は入院したものに限る）ならびに死亡事故

(2)感染症、食中毒の発生

P9参照

(3)利用者の処遇に影響のある従業員の法令違反又は不祥事等

(4)災害により介護保険サービスの提供に影響する重大な事故

(5)その他区が報告を求める事故 例) 誤薬、離脱、個人情報漏えい

P10参照

介護保険サービス提供中に生じた右記の事故
※送迎中や通所介護における宿泊サービスでの事故も含む

報告者

(1) 新宿区の被保険者にサービスを提供した事業所
（区外事業所も含む）

(2) 所在地が新宿区にある事業所
（新宿区以外の被保険者の事故を含む）

6(2)の「感染症、食中毒の発生」に該当するもの

報告が必要な感染症

集団で生活又は利用する介護保険事業所で発生した**感染症、食中毒、結核又は疥癬**の内、
以下に該当する場合

- ア. 同一の感染症もしくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間に2名以上発生した場合
- イ. 同一の感染症もしくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ. ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

併せて保健所にも
報告してください。

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」
(平成17年2月22日老発第0222001号厚生労働省老健局等連名通知)



6 (5) の「その他区が報告を求める事故」に該当するもの

- 1 誤与薬のうち、当該入所者が服用すべき以外の薬を服用してしまった場合
(医療機関における治療の有無を問わない)
※薬の飲み忘れ・飲ませ忘れ等で受診した場合は、報告対象となります。

- 2 サービス提供中の利用者（入所者）の行方不明（離設等）

- 3 その他、以下に該当する場合で、区が報告を必要と認めたもの
(発生時に区へお問合せください)

- ① 利用者（入所者）に被害や影響を与えたか与える可能性のあった事故
例：個人情報の流出

- ② 事業所のサービス提供に重大な支障を与えたか与える可能性のあった事故
例：利用者（入所者）間のトラブル
利用者（入所者）による職員への暴力行為



(7) 報告を要しない事故

問い合わせが多い
事例

以下のような場合は、事故報告書の提出は不要です。

- ・ 落薬したが、その場で同じ薬を服用した場合
- ・ 病気が主たる原因であることが明らかである場合の病死や老衰による死亡
- ・ 疾病による様態変化の際の対応のみを行った場合（救急対応や医療機関受診等）
- ・ 転倒、転落等したが、怪我がなく、医療機関を受診せず事業所内で対応した場合
- ・ サービス従業者が利用者の自宅を訪問した際に、すでに転倒・転落等している利用者を発見した場合



上記以外にも報告が必要か迷った場合には、お問い合わせください。



8. 区からのお知らせ

ここでは、確認しておいてほしい国からの各種情報や区からのお知らせについて説明します。

【目次】

(1) 「原則として医行為ではない行為」に関するガイドラインについて	13
(2) 高齢者施設等と協力医療機関との連携促進に係る対応について	14
(3) 新宿区介護保険サービス事業所対象研修事業「新宿ケアカレッジ」について	14
(4) 介護福祉士国家試験におけるパート合格の導入及び受験料助成について	15
(5) 介護保険被保険者証等に記載する氏名等の文字表記について	16
(6) 区へのお問い合わせについて	17～18
(7) 労働基準監督署からのお知らせ	19

（１）「原則として医行為ではない行為」に関するガイドラインについて

厚生労働省より「原則として医行為ではない行為に関するガイドライン」が示されました。

介護職員が利用者に対して安全に支援できるよう留意事項、観察項目、異常時の対応などが記載されています。ご活用ください。



【令和６年度老人保健健康増進等事業「原則として医行為ではない行為に関するガイドライン」
（株式会社日本経済研究所）の掲載先】

原則として医行為ではない行為に関するガイドライン

本ガイドラインでお示しする「原則として医行為ではない行為」とは...

「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（通知）」（医政発第0726005号平成17年7月26日）、「ストーマ装具の交換について」（医政医発0705第3号平成23年7月5日）及び「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条解釈について（その2）」（医政発1201第4号令和4年12月1日）において示された行為のことを指します。

【本ガイドラインP1脚注】



(2) 高齢者施設等と協力医療機関との連携促進に係る対応について

厚生労働省より、別紙のとおり「令和6年度介護報酬改定を踏まえた高齢者施設等と協力医療機関との連携促進に係る対応について」が通知されました。

協力医療機関との連携については、入所者等への適切な対応に直結するものです。内容を確認の上、適切に対応してください。

介護保険最新情報vol.1386（令和7年5月28日）

「令和6年度介護報酬改定を踏まえた高齢者施設等と協力医療機関との連携促進に係る対応について」の送付について

(3) 新宿区介護保険サービス事業所対象研修事業「新宿ケアカレッジ」について

新宿区では平成22年度から「新宿ケアカレッジ」の名称で、区内の介護保険サービス事業所の職員を対象とした研修事業を実施しています。介護保険サービス事業所に求められる様々なニーズについて、職層別・専門別あるいは全てのサービス種別や職層に必須の要素について学ぶ機会とし、体系的かつ効果的に研修を行い、幅広い人材育成を通じて区内の介護保険サービス事業所全体のレベルアップを支援しています。

研修計画には、特定事業所加算の算定要件や主任介護支援専門員更新研修の受講要件に該当する研修テーマも含まれます。ぜひ積極的に受講していただき、日々の業務にお役立てください。

令和7年度の年間研修予定一覧、各研修の詳細・申し込み方法等については、新宿区ホームページの以下のリンク先をご覧ください。



新宿区の介護人材確保・育成支援事業



（４）介護福祉士国家試験におけるパート合格の導入及び受験料助成について

令和７年５月２７日付けで厚生労働省社会・援護局から通知があったとおり、介護福祉士国家試験におけるパート合格が導入されます。

▷ 詳細は下記資料を参照してください。

- ・ [介護福祉士国家試験におけるパート合格（合格パートの受験免除）の導入について](#)
- ・ [参考資料](#)
- ・ [介護福祉士国家試験におけるパート合格（合格パートの受験免除）の導入に係るQ&A](#)

新宿区では、国家試験の受験料等を助成する事業「介護福祉士資格取得等費用助成事業」を実施しています。

▷ 詳細は、新宿区のホームページに掲載しています。

[ホーム＞くらし＞保険・年金・税金＞介護保険＞介護サービス事業者の方へ＞](#)

[新宿区の介護人材確保・育成支援事業＞令和７年度介護福祉士資格取得等費用助成事業](#)

※ホームページの掲載内容は、令和７年８月頃に令和７年度の内容に更新予定です。

※申請受付期間は令和７年度介護福祉士国家試験第一次試験日の翌日から令和８年３月３１日までです。

(5) 介護保険被保険者証等に記載する氏名等の文字表記について

区は「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」の施行に伴い、区の業務システムの標準化を進めています。この標準化により区の業務システムで使用する文字を、順次、デジタル庁が作成した統一文字規格である「行政事務標準文字」に置き換えることとなりました。

このため、区が発行する介護保険被保険者証・負担割合証やその他の郵送物等に使用する一部の文字表記（字形）については、被保険者が届出された文字と異なる場合がありますのでご了承ください。

「業務システムの標準化」及び「行政事務標準文字」等については、こちらの[デジタル庁作成のリーフレット](#)をご確認ください。



(6) 区へのお問い合わせについて

区には、事業所の皆様から法令の解釈や適用、サービスの必要性や妥当性、労使間のトラブルなど、様々な問い合わせがあります。お問い合わせの際には、以下に留意してください。



©やなせたかし/やなせスタジオ

- ▶ 人員やサービス提供の手順や介護報酬の算定要件等に関する質問は、基準に沿って回答します。しかし、個々の利用者のサービスの必要性や妥当性を確認することはありません。

例えば「このサービスを週〇回算定してよいか」「これは‘軽微な変更’でよいか」といった相談は、利用者の状況により判断が異なります。ケアマネジャーのアセスメント・モニタリング等を基に判断していただく必要があります。

- ▶ あらかじめ基準や各種通知、Q&A等を確認し、疑問点を整理した上でお問い合わせください。基準等については、出版物の他に厚生労働省やWAMNET等のホームページからも確認することができます。

例：「〇〇加算について、留意事項に△△とあり、Q&Aには□□とあるが、☆☆という解釈よいか？」等と問い合わせてください。

▶ 質問内容のサービス名、加算名、事実関係は正確に伝えてください。質問内容が曖昧だと、誤った回答となる可能性があります。また、サービス種別は正しくお伝えください。「理学療法士等による訪問看護」のことを「訪問リハビリ」と問い合わせる例が多くあります。

▶ お問い合わせの際は、質問者のお名前や事業所名を伺います。また必要に応じて、利用者氏名、認定区分等をお伺いいたしますのでご協力ください。

▶ 事業所間や事業所内部の労使間・職員間のトラブルについては、ご相談いただいても対応することはできません。

▶ 問い合わせ内容によっては、回答までに時間がかかる場合もありますので、ご了承ください。



内容によっては、下記にお問い合わせください

個別ケースの相談・支援に関すること

高齢者総合相談センターまたは高齢者支援課にご相談ください。サービスの内容や継続等について、高齢者総合相談センター等と連携して対応するとよいでしょう。

介護予防・日常生活支援総合事業に関すること

高齢者総合相談センター、または地域包括ケア推進課までお問い合わせください。



(7) 労働基準監督署からのお知らせ

新宿労働基準監督署から、社会福祉施設における労働災害防止についての周知依頼がありましたので、リーフレットをご紹介します。[労働基準監督署のホームページ](#)でご確認ください。

なお、東京都内の社会福祉施設等における休業4日以内の労働災害は、令和6年に1,263件発生しており、介助作業時における腰痛等と移動中等の転倒で約6割を占めているとのことです。

- ・ [「社会福祉施設 腰痛対策（抱え上げない介護の実現）・転倒対策の強化」](#)
- ・ [「働く人の行動災害（転倒・腰痛）を防ぐために」](#)
- ・ [「職場で働く高年齢労働者の労働災害防止と健康確保」](#)



9 介護予防・日常生活支援総合事業の 届出・加算・算定について ～よくあるまちがい・質問～

令和7年7月

新宿区地域包括ケア推進課 介護予防係

目次

介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス）指定事業所の皆様から区へいただく届出で間違いやすいことや、多く寄せられる質問を紹介します。

1. 届出について	22
(1) 総合事業の担当部署及び届出提出先について	23
(2) 変更届出事項と提出書類について	24
(3) 加算届出（体制届）について	25
(4) 届出の提出方法について	26
(5) 届出における誤りやすい事例	27～28
(6) 処遇改善計画書・実績報告書について	29～30
2. 算定に関する質問	31～34
3. 加算に関する質問	35～39



1. 届出について



(1) 総合事業の担当部署及び届出提出先について

Q1

新宿区で総合事業と地域密着型通所介護の指定を受けている。
変更届は「介護保険課推進係」に1つ出せば、両方とも変更届を出したことになるか？

✓ 新宿区では、総合事業と地域密着型通所介護の所管課が違います。

総合事業 ⇒ 地域包括ケア推進課 介護予防係

TEL: 5273-4568

地域密着型通所介護 ⇒ 介護保険課 推進係

TEL: 5273-4596

各指定サービスの担当部署にお問い合わせやご提出をお願いします。
指定サービスごとに届出の様式も異なりますので、併せてご注意ください。



(2) 変更届出事項と提出書類について

Q2

どんな時に変更届を出したらよいのか？提出書類は何が必要なのか？

✓ 変更事項別提出書類一覧をご確認ください。

※提出書類一覧は新宿区ホームページに掲載しています。

[ホーム>くらし>福祉・介護>高齢者福祉>介護予防・日常生活支援総合事業>
介護予防・生活支援サービス事業の事業者向け情報>
介護予防・生活支援サービス事業所の指定申請・変更届出](#)

○ 届出が漏れがちな変更事項

- *主たる事務所(法人)・事業所の電話番号、FAX番号
- *代表者・管理者の住所変更

○ 届出が多い変更事項

- *管理者 *サ責 *事業所の所在地
- *運営規程(営業日、利用料など)



(3) 加算届出(体制届)について

Q3

処遇改善加算をⅢ→Ⅱに変更した。処遇改善計画書をⅡで提出したのに、国保連にⅡで請求したらエラーが出てしまった。計画書を提出すれば変更したことにならないのか？

- ✓ 処遇改善計画書を提出しただけでは、変更を届け出たことにはなりません。
- ✓ 新たに加算を取得する場合や加算区分を変更する場合は、
「体制等に関する届出書(別紙50様式)」及び
「体制等状況一覧表(別紙1-4様式)」の提出が必要です。

※届出書は新宿区ホームページに掲載しています。

[ホーム](#)>[くらし](#)>[福祉・介護](#)>[高齢者福祉](#)>[介護予防・日常生活支援総合事業](#)>
[介護予防・生活支援サービス事業の事業者向け情報](#)>
[介護予防・生活支援サービス事業所の指定申請・変更届出等](#)



(4) 届出の提出方法について

Q4

窓口、郵送、メールの他に電子申請で届出を行うことはできるか？

✓ 令和6年7月より、「電子申請・届出システム」での受付を開始しています。

利用にあたり、あらかじめGビズIDの取得が必要です。

GビズIDはサービス毎に複数取得する必要はありませんが、届出は各サービス毎に必要です。

※新宿区ホームページに掲載しています。

[ホーム>くらし>福祉・介護>高齢者福祉>介護予防・日常生活支援総合事業>
介護予防・生活支援サービス事業の事業者向け情報>
介護予防・生活支援サービス事業所の指定申請等の電子申請導入について](#)



(5) 届出における誤りやすい事例①

Q5

他に誤りやすい事例にはどのようなものがあるか？

- ✓ 東京都にのみ提出して、新宿区への提出を失念してしまう
 - ⇒ 東京都に提出された内容は区に共有されません。
 - 指定権者ごとに届出が必要です。**
 - 総合事業の指定権者である区への届出をお願いします。
- ✓ 付表の「従業員の職種・員数」と、勤務形態一覧表に矛盾がある
- ✓ 勤務形態一覧表の兼務状況の記載漏れ



(5) 届出における誤りやすい事例②

Q5

他に誤りやすい事例にはどのようなものがあるか？

✓ 様式の誤り

例：「地域密着型通所介護」の様式で提出

✓ 他の指定サービスの事業所番号や事業名を記入してしまう

＜新宿区の総合事業におけるサービス名＞

A2→訪問介護相当サービス（介護予防訪問介護相当サービス）

A3→生活援助サービス（緩和した基準による訪問型サービス／定率）

A6→通所介護相当サービス（介護予防通所介護相当サービス）

A7→ミニデイサービス（緩和した基準による通所型サービス／定率）

※（ ）内は付表の「サービス種類」欄で選択するサービス名

提出前に今一度、内容をご確認ください。

(6) 処遇改善計画書・実績報告書について①

Q6

新宿区の利用者が要介護になり、今は誰もいない。

利用者がいなくても処遇改善計画書・実績報告書を提出しなければならないのか？

- ✓ 利用者数がゼロでも、提出が必要です。
- ✓ 前年度に引き続き処遇改善加算を取得する場合でも、毎年度提出が必要です。
- ✓ 根拠資料と合わせて2年間保存が必要です。
- ✓ 年度途中で事業を廃止した場合や、
処遇改善加算の算定を終了した場合も、提出が必要です。

※この場合の提出期限は最終支払月の翌々月末日です。



(6) 処遇改善計画書・実績報告書について②

Q7

処遇改善計画書や実績報告書も電子申請で提出できるのか？

- ✓ 処遇改善計画書や実績報告書はメールまたは郵送でご提出ください。

7月31日(木)提出期限の実績報告書は、メールでご提出の場合、

件名を「【新宿区】処遇改善実績報告書提出」としてください。

※提出先アドレス: chi-sogojigyo@city.shinjuku.lg.jp

※新宿区ホームページに掲載しています。

[ホーム](#)>[くらし](#)>[福祉・介護](#)>[高齢者福祉](#)>[介護予防・日常生活支援総合事業](#)>
[介護予防・生活支援サービス事業の事業者向け情報](#)>
[介護職員等処遇改善加算について](#)



2. 算定に関する質問



Q1

同居家族がいる場合、生活援助を利用することはできないのか？

- ✓ 利用者に同居家族がいるということだけで、
一律に生活援助を利用できないわけではない。

利用者の家族等が障害や疾病等により家事を行うことが困難な場合や、
利用者の家族等に障害や疾病がなくても、その他の事情により家事が困難な場合など、
家族の状況等をアセスメントし、必要性を検討し、要否を判断されたい。



Q2

通所介護相当サービスと介護予防通所リハビリテーションの併用は可能か？

✓ 一方が選択されることになる。

通所介護相当サービスと介護予防通所リハビリテーションのいずれか一方が選択されることとなり、両者が同時に提供されることは想定していない。



Q3

ケアマネジャーから毎月モニタリングを提出するように言われたが、サービス事業所は毎月モニタリングを行わなければならないのか？

- ✓ **モニタリングは通所型サービス計画に記載したサービス提供を行う期間が終了するまでに少なくとも1回は行う。
サービス提供状況等の報告は毎月行う。**

指定通所型サービス事業所の管理者は、通所型サービス計画に記載したサービス提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該通所型サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うものとする。

なお、指定通所型サービス事業所の管理者は、通所型サービス計画に基づくサービス提供の開始時から1月に1回は、当該利用者に対するサービス提供状況等について、当該サービス提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告する。

（介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する、厚生労働大臣が定める基準第63条11、12号 参照）



3. 加算に関する質問



Q1

科学的介護推進体制加算は2か所の事業所から算定できるのか？

✓ 算定できる。

算定要件を満たし、利用者の同意を得ていれば算定できる。



Q2

月途中で認定区分が要支援から要介護に変更となった場合、
介護職員等处遇改善加算はそれぞれの認定で算定できるのか？

✓ それぞれの認定区分で算定できる。



Q3

送迎減算の上限を超えた場合はどうなるのか？

✓ 上限を超えた場合でも、上限単位数の範囲内で減算する。

通所介護相当サービス費1を算定している場合は1月につき376単位の範囲内、
通所介護相当サービス費2を算定している場合は1月につき752単位の範囲内で減算する。



Q4

月額包括報酬請求の予定であったが、回数での請求となった場合、送迎減算はどのようなになるのか？

✓ 利用した回数（実績）での請求となる。

例えば、月に4回利用した場合は△47単位（片道）×8回（4往復）＝376単位の減算となる。



10. 集団指導の受講報告について

令和7年度介護サービス事業所集団指導を受講いただき、ありがとうございました。

全項目を受講しましたら、管理者の方が受講報告をしてください。受講報告をもって、集団指導出席事業所として記録させていただきます。なお、複数のサービスを運営している場合には、事業所毎に提出してください。例年、受講前の段階で報告する事業所がありますが、受講終了後に報告してください。

提出期限	令和7年9月15日（月）
提出方法	LoGoフォームにて受講報告してください。



LoGoフォームによる報告方法

下記のURLまたは二次元コードにあるフォームの内容に従って、報告してください。

<https://logoform.jp/form/kubz/1104035>

※LoGoフォームでの報告が困難な事業所はご連絡ください。



問い合わせ先

介護保険課給付係

電話（直通）03-5273-3497

FAX 03-3209-6010

